

障がい福祉瓦版

正しく知って、みんなで防ごう！

■問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

障害者虐待防止法を知っていますか？

新聞やテレビで、障がい者の尊厳を傷つけるような虐待が報道されているのを見たことがありますか？
障がい者への虐待は、障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）という法律の中で、すべての人に対し禁止、とうたわれています。また、同法では、家庭、職場、障害者福祉施設における障がい者に対する虐待を発見した人に、速やかに通報することが義務として定められています。

しかし、「虐待」という言葉は知っていても、「どのようなことが虐待にあたるのか」「通報と言われても、どこへ連絡したらいいのか」などを知らないと、いざというときに対応することができません。

今回は、障がい者に対する虐待について、わかりやすくご紹介します。

誰からの虐待が対象となるのでしょうか

障害者虐待防止法では、虐待者を、次の3つにわけて定義しています。

養護者による虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理をしている家族、同居する人

障害者福祉施設従事者などによる虐待

障がい者に関わる仕事をしている人

使用者による虐待

障がい者を雇用している事業主など

※対象となる「障がい者」とは、身体・知的・精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある人のうち、継続して日常生活や社会生活に制限を受けている状態がある人のことを指します。

身体的虐待

- たたく、ける、つねる
- 熱いものや辛いものを無理やり食べさせる
- 部屋に閉じ込める、しばる、薬で動きを制限する など



こんなことが
虐待です！

性的虐待

- 性的な接触の強要
- 性的な雑誌や映像を無理やりみせる
- わいせつな言葉を発する、または会話する など

心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる悪口を言う
- 無視するなど心に苦痛を与える
- 職場で差別的に扱う
- わざと恥をかかせる など



ネグレクト（放棄・放置）

- 食事や入浴など、身の回りの世話や介助をしない
- 病気になっても通院させない
- 学校へ行かせない など



経済的虐待

- 断りなく預貯金を使う、処分する
- 日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない など



正しく知ることが、虐待防止への第一歩です！

障がい者への虐待は、虐待を受ける側も、虐待をしている側も、その行為が「虐待」だと気付いていないことがあります。また、障がい者自身は虐待されていると自覚していても、SOSを出せない場合もあります。周囲の人が虐待のサインを見逃さず、通報、または相談をすることで、解決の糸口が見つかり、虐待を防止することにつながります。

「虐待を受けた、または受けていると思われる障がい者」がいる場合には、すぐに通報してください。

通報・届出先

～迷ったら通報、相談を～
「虐待のおそれ」でも構いません。
匿名でも通報・届出ができます。
通報・届出をした人の情報は守られ、外部にもれることはありません。

下野市障がい者虐待防止センター（社会福祉課）

☎(32)8900 ☎(32)8601

✉ syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp

栃木県障害者権利擁護センター

☎028(623)3139 ☎028(623)3052

✉ tochigi-shougaisyakenri@dream.jp